

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月4日発行

Vol.197

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

3/1

日

浪江町HPから

# 常磐道、全線開通しました

常磐自動車道の浪江IC～常磐富岡IC間が開通し、常磐道はついに全線がつながりました。



2ページをご覧ください。

## 目次

### ●被災自治体News

浪江町	-----	2
南相馬市	-----	3
双葉町	-----	8
大熊町	-----	10
富岡町	-----	15
福島県	-----	16

### ●全国健康保険協会（協会けんぽ）

- ・東日本大震災に係る  
3月1日以降の対応について --- 17

### ●東京電力

- ・個人さまに対する  
家財の賠償(個別賠償)に係る  
ご請求手続きの開始について -- 18

### ●交流ルームひばり通信

- ・3月食育推進食事会開催 ----- 19
- ・東日本大震災  
四周年追悼式典のお知らせ ---- 20
- ・保内小学校5年生から  
お米と歌のプレゼント ----- 21
- ・2月・3月の「ひばり」 ----- 22



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.



浪江町からのお知らせ

## 常磐道、全線開通しました

3月1日(日)、常磐自動車道の浪江IC～常磐富岡IC間が開通し、東京圏から福島県浜通りを通して仙台圏をつなぐ高速道路が、ついに全線つながりました。

安倍晋三首相も出席したテープカットの後、浪江町内のサンシャイン浪江で開通式典が行われ、「思い切(せつ)なれば必ず遂(と)ぐるなり」と刻まれた記念プレートが除幕されました。

これは、曹洞宗の開祖・道元が弟子への説話に話したとされる言葉を、双葉町から埼玉県加須市に避難している書家渡部翠峰(すいほう)さんが揮毫(きごう)したものです。復興への思いを込めたこのプレートは、ならばPAに設置されるとのことです。





## 南相馬市からのお知らせ

## 南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数(南相馬市HPから)

## 【都道府県別】

平成27年2月26日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	4,958	群馬県	174	大阪府	29	熊本県	8	山口県	2
宮城県	1,798	長野県	81	京都府	24	富山県	7	高知県	1
<b>新潟県</b>	<b>735</b>	山梨県	79	福井県	21	島根県	6	和歌山県	-
山形県	725	北海道	77	沖縄県	21	福岡県	5	徳島県	-
東京都	670	秋田県	70	青森県	17	三重県	3	鳥取県	-
茨城県	625	岩手県	60	岐阜県	12	奈良県	3	宮崎県	-
埼玉県	581	静岡県	56	岡山県	12	香川県	3	鹿児島県	-
栃木県	451	兵庫県	37	滋賀県	11	愛媛県	3	海外	11
千葉県	417	愛知県	35	広島県	10	佐賀県	3	<b>合計</b>	<b>12,256</b>
神奈川県	373	石川県	31	長崎県	8	大分県	3	(2/19 12,303)	

## 【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	1,293	喜多方市	50	棚倉町	18	下郷町	5	合計	4,958
相馬市	1,271	本宮市	33	会津美里町	16	北塩原村	5		
いわき市	628	西郷村	28	西会津町	13	玉川村	5		
郡山市	492	会津坂下町	27	田村市	12	広野町	3		
会津若松市	255	南会津町	26	磐梯町	9	天栄村	2		
新地町	247	川俣町	25	金山町	7	鮫川村	2		
二本松市	120	鏡石町	20	泉崎村	7	浅川町	2		
伊達市	111	三春町	20	矢吹町	6	小野町	2		
須賀川市	87	猪苗代町	19	矢祭町	6	国見町	1		
白河市	60	桑折町	18	古殿町	6	石川町	1		

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	35,003人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,733人
	市内の仮設住宅	4,818人
	市内転居	3,666人
	計	47,220人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	12,256人
	(うち福島県外)	(7,298人)
	計	12,256人
その他	死亡(震災以外の死亡含む)	3,768人
	転出	8,290人
	所在不明	27人
	計	12,085人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成27年 2月26日現在の 居住者数
小高区	12,842人	-
鹿島区	11,603人	13,733人
原町区	47,116人	39,902人
計	71,561人	53,635人

※3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。



## 復興・交流に希望の道（市長からのメッセージ）

3月2日HP更新

平成27年3月1日は福島県浜通り地方にとって歴史的な日です。常磐自動車道が全線開通する日です。東日本大震災と福島第一原子力発電所事故以来、不便になっていた首都圏と高速道によってつながりました。東京まで3時間ほどで行くことができます。2月21日には南相馬鹿島スマートICが開通し、5月連休前には「セデッテかしま」が開設予定です。南相馬市の復興と交流拡大に大きく貢献するものと思います。



3月1日は県立高校の卒業式の日です。卒業生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。希望に満ちた未来に向かって大いに羽ばたいてください。皆さんが将来、南相馬市と日本のために活躍することを期待しています。

24日には南相馬市防災センターが竣工いたします。相馬地方の拠点として機能することになります。

29日には原町区萱浜地区海岸で鎮魂復興市民植樹祭を開催いたします。全国から多くのボランティアの皆さんも参加予定です。大震災で犠牲となった方々の鎮魂のために、市民の皆さんの参加をお願いします。

4月には原町区大町地区の災害公営住宅が供用されます。防災集団移転も進み、小川町地区にも多くの住宅が建ち始めました。被災され避難生活を余儀なくされてきた市民の方々が少しでも安心して生活できることができればいいですね。

今後とも南相馬市の復興のために一緒に取り組んで参りましょう。

南相馬市長 桜井勝延

問い合わせ

総務部 秘書課

TEL 0244-24-5221

国民健康保険の一部負担金の免除期間が延長になりました

2月19日HP更新

東日本大震災に係る国民健康保険の一部負担金の免除期間が延長になりました。対象者の方には、新しい免除証明書を送りましたので、医療機関を利用するときには忘れずに提示してください。

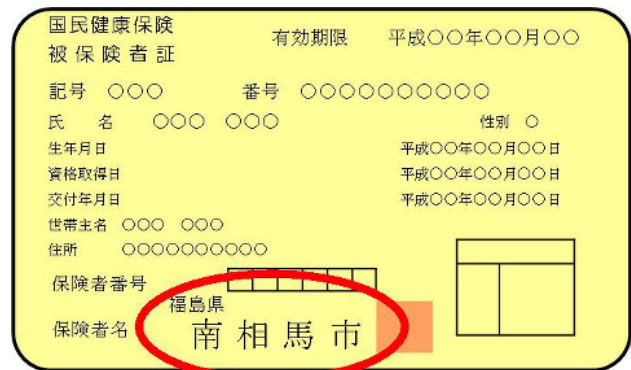
対象者	有効期限
・旧警戒区域の方	平成28年2月29日まで
・旧緊急時避難準備区域の方	平成27年7月31日まで  ○上位所得層の世帯(同じ世帯の国保加入者全員の平成25年中の所得[※]の合計が600万円を超える世帯)は免除対象外となっています。 (平成27年8月1日から平成28年2月29日までの免除については、平成26年中の所得において上位所得層と判定された世帯は、免除対象外となります。)
・特定避難勧奨地点に指定されていたところに住所を有し、現在避難されている方	平成27年9月30日まで  (平成27年10月1日から平成28年2月29日までの免除については、上位所得層の世帯(同じ世帯の国保加入者全員の平成26年中の所得[※]の合計が600万円を超える世帯)は、免除対象外となります。)
・避難指示等対象地域以外の方および旧緊急時避難準備区域の上位所得層で免除対象外となった方で、震災により被災された方(震災による住宅の全半壊など)	平成28年3月31日まで

所得[※]: 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

- ※ 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。
- ※ 旧緊急時避難準備区域の方で、税の申告が済んでいないなどの理由で、国民健康保険加入世帯員の中に所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付することができません。税の申告がお済みでない方は、申告をしてください。

■お手元の保険証をご確認ください

上記の一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入されている方のみです。



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

## 後期高齢者医療保険の一部負担金等免除期間の延長

2月26日HP更新

免除期間が延長となる方には、新しい免除証明書を送りましたので、医療機関を利用するときは忘れずに提示してください。

なお、旧緊急時避難準備区域の方で、後期高齢者医療保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書の交付ができませんので、ご注意ください。

対象	有効期限
・旧警戒区域等	平成28年2月29日まで
・旧緊急時避難準備区域	平成27年7月31日まで <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位所得層の世帯(同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全員の平成25年中の所得[※]の合計が600万円を超える世帯)は、免除対象外となります。</li> </ul> (平成27年8月1日から平成28年2月29日までの免除については、平成26年中の所得において上位所得層と判定された世帯は、免除対象外となります。)
・特定避難勧奨地点(一部負担金等免除申請により認定されている方)	平成27年9月30日まで (平成27年10月1日から平成28年2月29日までの免除については、上位所得層の世帯(同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全員の平成26年中の所得[※]の合計が600万円を超える世帯)は、免除対象外となります。) * 旧緊急時避難準備区域の上位所得層に該当し免除対象外となった方で、特定避難勧奨地点に指定され、現在避難している方は、申請が必要です。

所得[※]: 後期高齢者医療保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

※ 世帯内の後期高齢者医療被保険者の増加や所得の変更によって、一部負担金の免除措置の対象から外れる場合があります。

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

## 東日本大震災関連の慰霊祭等について

南相馬市データ放送3月3日掲載

	とき	ところ	内容
3月8日(日)	午前10時～	原町区上渋佐南谷地	慰霊碑除幕 祈とう
	午前10時～	小高区塚原 塚原公会堂	慰霊祭
3月11日(水)	午前9時30分～	鹿島区南右田 南右田地区慰霊碑	慰霊の螺
	午前10時～	鹿島区烏崎 宮田緑地公園	供養・法要
	午前10時10分～	鹿島区北右田 北右田地区慰霊碑	慰霊の螺
	午後2時～	鹿島区 沼の内児童公園	慰霊祭
	午後2時15分～4時	原町区 ゆめはっと	追悼式典



みなみそうまチャンネル。  
Channel assist by  
yoozma  
www.yoozma.jp

南相馬市



電話でのお問合せ  
TEL:0244-24-1222

## 番組内容 [3/4～3/10]

## 今週の番組(60分) ※パソコン視聴・アクトビラ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分～]
2. 常磐自動車道 全線開通 [2分～]
3. 第9回 南相馬市民俗芸能発表会 宝財踊り(原町区) [7分～]
4. みなみそうま見聞録 祥雲山陽山寺 [22分～]
5. 市長記者会見定例会 [27分～]
6. 第9回 ゆめはっとまつり [47分～]
7. 市長訪問報告 義援金受納 [57分～]
8. 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [59分～]

[午前10時～/午後4時～] あれから1,400日の時を経て

[午前8時57分～/午後0時57分～/午後3時57分～]

旧警戒区域ライブカメラ

今週は、安部首相も出席した常磐自動車道全線開通セレモニーの様子や、ゆめはっとまつりの模様などをお届けします。



みゆーまくん

**みなみそうまチャンネルでは、3月11日の南相馬市東日本大震災追悼式の模様を、開式の午後2時15分から閉式の午後4時まで生中継します。**



## 双葉町からのお知らせ

## 震災から4年を迎えて(町長メッセージ)

3月1日HP更新

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故から今月11日で、4年を迎えるにあたり、町民の皆さまにご挨拶を申し上げます。大震災による津波で亡くなられた方、そして避難先で亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。そして、今なお全国各地に町民の皆さまが避難を続けている状況のなかで、一日も早い生活再建と、ふるさと双葉町の復興のため、諸課題の対応に日々全力で取り組んでおります。



復興公営住宅の整備については、昨年11月に郡山市内に、双葉町民向けとしては初めての八山田団地1号棟が完成し入居されましたが、今月中には、いわき市下神白団地が完成する予定となっております。

原発事故避難者向けの復興公営住宅の整備について、県は1月30日に、平成29年度までに整備する予定だった4,890戸のうち、約1,000戸の完成が、平成29年度末までにずれ込む見通しになったことを明らかにしました。この事態を受けて、2月9日には双葉地方町村会として、内堀福島県知事に対する復興公営住宅の早期整備に関する緊急要望を行い、私も参加して整備計画の前倒し実現を強く要望したところであります。

今後双葉町民が中心となって入居できる復興公営住宅として、町外拠点の中心となるいわき市をはじめ、郡山市、白河市、南相馬市での県による整備が本格化していきますので、引き続き県に対して、早期整備に向けた働きかけを行ってまいります。

さて、双葉町復興推進委員会で一昨年10月から16回の審議を経て最終報告がこのたび取りまとめられ、私宛てに提言をいただきました。この最終報告の中で、特に「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」案については、復興計画の考え方をより具体化し、町の将来像を明らかにするもので、昨年10月の中間報告をもとに町民の皆さまからいただいた意見公募を反映させるとともに、インフラ復旧と産業振興について検討した復興産業検討部会と、津波被災地域の復旧・復興を議論した津波被災地域復興小委員会の最終報告を踏まえた内容となっております。今後は議会と協議の上、長期ビジョンを策定することとなりますが、双葉町の復興のため、長期ビジョンの具体化に取り組んでいく所存であります。

また、双葉町内の除染、復旧作業については、平成27年度に国による避難指示解除準備区域の両竹、浜野地区の本格除染が行われるほか、津波ガレキの処理作業が本格化していきます。

次ページへ続きます 



また、帰還困難区域内の拠点除染として、双葉中学校、双葉高等学校、双葉町コミュニティセンター、双葉駐在所に加え、国道288号線、県道4路線などの除染も実施されます。

このほか、本年度も引き続き、町民のきずなの維持・発展、町立学校における教育活動の充実や町民の皆さまの健康管理などの重要施策にも取り組んでまいります。

大震災から5年目となる本年も引き続き、双葉町が抱える諸課題の一つ一つに対応し、町民の皆さまに双葉町の復興を実感していただけるよう、初心を忘れず誠心誠意取り組んでまいります。

いましばらくは寒さの厳しい日々が続きますので、健康に留意され、ふるさと双葉町を想い、夢と希望を持って、共に頑張ってください。町民の皆さまのご多幸を心よりお祈り申し上げ、大震災から4年を迎えるにあたってのご挨拶といたします。

双葉町長 伊澤 史朗

## 双葉町民の避難状況

### 【都道府県別】

平成27年3月2日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	17	埼玉県	898	岐阜県	10	鳥取県	-	佐賀県	4
青森県	24	千葉県	188	静岡県	35	島根県	18	長崎県	5
岩手県	7	東京都	354	愛知県	9	岡山県	3	熊本県	6
宮城県	216	神奈川県	186	三重県	-	広島県	4	大分県	6
秋田県	12	<b>新潟県</b>	<b>178</b>	滋賀県	1	山口県	-	宮崎県	-
山形県	38	富山県	13	京都府	10	徳島県	-	鹿児島県	16
福島県	4,036	石川県	14	大阪府	4	香川県	-	沖縄県	4
茨城県	431	福井県	9	兵庫県	2	愛媛県	5	海外	4
栃木県	162	山梨県	12	奈良県	6	高知県	-	<b>合計</b>	<b>7,009</b>
群馬県	47	長野県	8	和歌山県	-	福岡県	7		

### 【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	所在	人数
福島市	349	南相馬市	175	矢吹町	26	福島県内に避難している方	4,036
会津若松市	87	伊達市	14	棚倉町	17	福島県外に避難している方	2,973
郡山市	753	本宮市	59	塙町	10		
いわき市	1,939	大玉村	6	平田村	6		
白河市	242	鏡石町	9	三春町	13		
須賀川市	54	猪苗代町	25	広野町	25		
喜多方市	15	会津坂下町	15	新地町	7		
相馬市	63	会津美里町	20	その他	23		
二本松市	20	西郷村	35	<b>合計</b>	<b>4,036</b>		
田村市	25	泉崎村	5				

\* 所在不明者 4人  
うち津波による行方不明者 1人  
\* 死亡者 366人  
うち災害関連死亡者 146人



## 大熊町からのお知らせ

## 町内のバリケードについて

3月2日HP更新

平成26年9月15日の国道6号の自由通行化、平成27年2月28日の国道288号～県道35号の自由通行化に伴い、**長者原立体交差の東西ゲート**、**スポーツセンター入口ゲート**、**三角屋交差点東西ゲート**が有人管理ゲートに変更され、**山神ゲート**、**秋葉台北ゲート**が追加されました。有人管理ゲートでは、通行証と身分証明書の提示が必要となります。

また、**国道6号沿線上**、**国道288号～県道35号沿線上の自宅への一時立ち入り**はコールセンターへ申し込みをしなければバリケードは解錠されません。(一時立ち入りの当日のみ解錠されます。)

※ 自由通行化された沿線上の自宅への一時立ち入りは、従来どおり年間最大15回までとなりますのでご注意ください。

問い合わせ

環境対策課

0120-26-3844(代)

## 一時帰宅時は防護装備を着用してください

3月2日HP更新

原発事故から3年11カ月が経過しましたが、発電所からは現在も放射性物質の放出が続いています。当初に比べると空間線量率は低下してきましたが、一時立ち入りの際はマスク等の防護装備の着用をお願いします。

大熊町では環境確認のため、一定期間に地表面に降下した放射性物質の量(大気中のちりなどに含まれる放射性物質)を測定しています。平成26年11月の測定(1㎡あたりに降下した放射性物質)では、大熊町で他自治体に比べて高い数値のセシウム137が検出されました。

検出されたセシウム137が、発電所から新たに出たものか、周辺の土壌等からの再浮遊によるものかは不明ですが、現在も大気中に放射性物質が含まれていることは明らかです。呼吸により放射性物質を取り込む恐れもありますので、立ち入りの際はマスクを着用し、内部取り込みをしないよう各自防護をお願いします。

特に、室内清掃等を行う際は、屋外にくらべて低いレベルと思われませんが、ほこりに放射性物質が含まれている恐れがありますので、巻き上げて吸い込んだり、身体に付着したりしないようご注意ください。

## ■平成26年11月の測定結果

(福島県のホームページから)

1カ月分の降下物を回収し、放射性物質濃度を測定したものです。(測定値はセシウム137の値)

※検出限界値は、測定点によって異なるが9～30Bq/m<sup>2</sup>

大熊町 大野	130Bq/m <sup>2</sup>
南相馬市 原町	13
檜葉町 繁岡	16
いわき市 平	検出限界値未満
福島市 方木田	9.3
会津若松市 追手町	検出限界値未満

問い合わせ

環境対策課

0120-26-3844(代)

## 大川原、中屋敷地区、大熊町民以外の方が、町内の帰還困難区域内のお墓参りを希望する場合について

3月3日HP更新

大川原、中屋敷地区、大熊町民以外の方が、大熊町の帰還困難区域内のお墓参りをする場合、帰還困難区域内に居住していた親戚や知人の方に同乗して立入りをお願いしていますが、都合が合わない場合や親戚等が居ない場合は以下の手続きにより立入りが可能です。

### 申請方法

以下の書類を大熊町役場会津若松出張所、いわき連絡事務所、中通り連絡事務所へ提出してください。(郵送、または持参)

※郵送の場合は会津若松出張所 環境対策課あてにお願いします。

#### ①帰還困難区域への一時立入りに関する申請書(墓参)

※申請書はホームページからダウンロードできます。

※経路上に記載する地点は、町内バリケードの有人管理ゲートを記載してください。

#### ②お墓(埋葬者)との関係性が分かる書類(戸籍謄本、写真等の写し)

※初回申請の際は、②の添付が必ず必要です。次回の申請の際、内容に変更が無い場合は、初回申請の添付書類で確認できるため再提出は不要です。

### 留意事項

※ 許可証は郵送しますので、申請は立入り日の**10日から1週間前までに提出**してください。

※ 立入りが可能な時間は、**午前9時～午後4時の間で5時間が上限**です。

※ 帰還困難区域のお墓参りについては、1カ月に1回で、1日のみとなります。長期間での立入りや、1カ月内に複数回立ち入ることはできません。

※ お墓参り以外の目的での立入りが確認された場合、次回立入りの発行停止の措置がとられます。

※ 必ず、身分証明証(同乗者含む)を携行してください。

※ 帰還困難区域を退域する際には、退域箇所の最寄りの会場で必ずスクリーニングを受けてください。

※ 立入りの際に使用する防護服、装備品、線量計については、立ち入る前に下記スクリーニング場で受け取ってください。

箇所名	所在地	連絡先
毛萱・波倉スクリーニング場	富岡町大字毛萱字前川原232-16	0240-25-1466
高津戸スクリーニング場	富岡町大字上手岡字高津戸地内	080-6857-4114
加倉スクリーニング場	浪江町大字加倉字加倉前20-1,20-3	080-6848-5967
高瀬スクリーニング場	浪江町大字高瀬字小高瀬迫183	080-8014-0697
津島活性化センター	浪江町下津島字松木山22-1	080-8014-0721
中屋敷スクリーニング場	大熊町大字野上字小塚地内	080-6849-4045
大川原スクリーニング場	大熊町大字大川原字西平591-1	080-2557-7511

問い合わせ

大熊町役場 会津若松出張所 環境対策課

 0120-26-3844(代)

## 中間貯蔵施設の搬入受け入れ判断について

3月3日HP更新

大熊町民の皆さまへ

## 中間貯蔵施設の搬入受け入れ判断について

国が大熊、双葉両町に建設を計画している中間貯蔵施設については、大熊町では、昨年12月に建設の受け入れ判断を行ったところですが、その際、県が示す県外最終処分の法案の成立等5項目すべてで納得出来る内容が出てこなければ、最終的な搬入受け入れ判断はしないこととし、引き続き国、県等と協議をしてきたところです。

このような中、去る2月8日には、県に対して5項目に関する国の対応状況が示され、町及び町議会においても内容を精査し、必要な修正を求めてきたところですが、一昨年には、県と大熊、双葉両町及び県と双葉郡8町村における協議を行い、国の対応については概ね県及び地元自治体の意向を踏まえた対応がなされていることを確認し、昨日、国と県、大熊、双葉両町において安全協定を締結したところであります。

町としましては、県が示した5項目への国の適切な対応はもちろんのこと、最も大切な地権者への丁寧な説明と十分な理解を得ることについて国に再三要望してきましたが、1月31日より実施してきました町政懇談会における中間貯蔵施設に関する意見を見ますと、地権者から補償の面で納得がいかないとの意見もありましたが、一方で、施設そのものの必要性については、多くの町民の方々に御理解をいただいたものとの認識に至ったところであります。

大熊町、双葉町の搬入ルート、安全対策等未整理の部分もあり、実際の搬入に当たっては、これらにしっかり対処した後に臨んでいただく必要がありますが、様々な考えや御意見がある中、私としても、まさに苦渋の決断ではありますが、総合的な観点から、搬入受け入れはやむを得ないものと判断したところです。

地権者の皆様の無念を察するに、納得のいく補償が必要であることは当然のことであり、今後、国と地権者の皆さんの補償交渉が本格化する中、町では、国には「地権者の大切な土地を譲っていただく」という謙虚な気持ちをもって、丁寧なだけでなく、親身になった地権者への説明を求めるとともに、皆様が十分内容を理解して納得がいく補償交渉となるよう、専門家による相談窓口を設けるなど、一層支援してまいります。

また、施設及び輸送に関する安全性について、国では、輸送手段の効率性の確認、輸送の影響の把握、さらには輸送管理システム等の検証を行い、より万全な対策とするためにパイロット輸送として概ね一年間をかけて試験輸送を行うこととしておりま

次ページへ続きます 



すが、その十分な検証による万全の対策を講じることはもちろんのこと、除去土壌の運搬にも利用できる復興インターチェンジの整備、さらには、本格輸送をするに当たって、町民の一時帰宅、将来の帰還に支障が出ないよう、中間貯蔵施設に直接通じた専用道路の整備を国に強く求めてまいります。施設の安全性に関しては、安全協定に基づく環境安全委員会により多くの町民が委員として参画できるように国に認めさせたところですが、当該委員会によって厳しく監視し、地権者始め町民の皆さんが感じる不安の払拭に向け全力で取り組んでまいります。なお、パイロット輸送のルートについては、現在調整しておりますので、確定次第再度お知らせします。

最後になりますが、地権者の皆様からの要望が強かった代替地につきまして、検討中の第二次復興計画に、大熊町内への代替地整備を盛り込む予定であります。今回の搬入受け入れにより、中間貯蔵施設に関する自由度の高い交付金を活用し、すべての町民の皆様の生活再建に向けた支援のさらなる充実を図るなど、真の復興に町一丸となって邁進していく考えでありますので、何卒御理解くださるとともに、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

平成27年2月26日

大熊町長 渡辺利綱

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

3月3日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率(μSv/h)									線量計
			12/25	1/8	1/15	1/22	1/29	2/5	2/12	2/19	2/26	
23	夫沢	西北西約2.3km	7.5	7.3	7.4	7.5	7.7	7.3	7.6	6.8	7.5	NaI
25	野上	西約14km	1.2	1.2	1.3	0.9	0.9	-	-	0.7	0.8	NaI
26	野上	西約11km	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	NaI
29	夫沢	西約2.4km	10.6	10.4	9.2	8.8	9.3	9.0	9.3	8.5	9.6	IC
30	夫沢	西約2.6km	10.3	9.9	10.1	10.0	10.3	8.5	10.0	9.1	10.0	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.8	NaI
35	野上	西南西約6.6km	4.9	4.6	4.7	4.5	4.9	3.9	4.5	4.6	4.6	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	3.2	3.1	3.3	3.2	3.4	2.8	3.4	3.3	3.3	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	26.1	26.3	27.0	25.6	26.4	24.6	25.4	23.5	24.8	IC
38	小入野	西南西約3.4km	3.2	3.2	3.3	3.2	3.3	3.2	3.3	2.7	3.3	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	17.7	17.0	17.6	16.5	17.7	14.9	17.4	16.6	17.3	NaI
50	熊川	南約4.0km	8.3	7.9	7.8	7.5	8.0	7.9	7.9	7.7	7.6	NaI

線量計の種類 NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC : 電離箱による値  
測定実施者:電力会社

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125

## 平成27年度国民健康保険被保険者証の一括更新(発送)について

3月2日HP更新

平成26年度の国民健康保険被保険者証の有効期限は、平成27年3月31日までとなっています。

これに伴い、4月1日から使用していただく平成27年度の保険証は、3月下旬に簡易書留郵便で発送する予定です。

保険証は、役場に登録のある避難先住所にお送りします。同じ世帯の方でも避難先住所によって送付先が違う場合がありますので、同一世帯員の保険証が届かないなどありましたら、確認はそれぞれ世帯内で行うようお願いいたします。

郵便局からの配達は、件数が多いため順次配達されるとの事でしたので、手元に届くまでしばらくお待ちいただき、万が一、保険証が手元に届かない場合は、4月1日(水)以降に役場住民課国保年金係までお問い合わせください。

**※簡易書留郵便とは**

普通郵便のように、郵便物を各家庭の郵便受けに入れるのではなく、郵便局の配達員が直接手渡しする方法で、受領印が必要となります。配達時にご不在の場合は、郵便局の配達員が「郵便物等お預かりのお知らせ」を置いていきますので、都合のいい日時に再配達を希望されるか、または直接郵便局でお受け取りください。(保管期間は1週間程度)

受け取り方など、詳しくは「郵便物等お預かりのお知らせ」でご確認ください。

※ 有効期限の切れた保険証は、4月1日以降に細かく切って破棄してください。

※ 避難先住所不明者、転出予定者への保険証発送はしません。

※ マル学保険証の方へは別途通知を送りますのでお待ちください。

**保険証が更新される前に**

同じ世帯の方で社会保険等に加入しているにもかかわらず、大熊町の国民健康保険の被保険者証をお持ちの方はいませんか？

社会保険等の健康保険に加入した場合は、大熊町の国民健康保険の適用とならないため資格を喪失する届け出が必要になります。

届け出が遅れると、さかのぼって資格を喪失することとなり、医療費の返還などが生じる場合がありますので、健康保険の異動がある場合はすみやかに届け出るようお願いいたします。

また、保険証が切り替わった場合は、医療機関を受診する際にご注意ください。

問い合わせ

住民課 国保年金係

☎0120-26-3844(代)



## 富岡町からのお知らせ

## 常磐自動車道(常磐富岡IC～浪江IC)における除染方針の達成状況について

2月26日HP更新

環境省は、平成24年12月から「常磐自動車道除染等工事」を行い、平成25年6月をもって除染作業を終了しました。このたびの常磐富岡IC～浪江IC間の開通に伴い、環境省では、路面舗装等の効果による線量低減を期待した「除染方針」の達成状況の確認を行いました。

## 除染方針(平成24年8月31日公表)

①  $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 超から  $9.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下(平成24年6月時点)

今後の復旧・整備工事で修繕・整備する箇所については、路面舗装等の効果による線量低減が期待されることから、路面上における供用時の空間線量率をおおむね  $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下とすることを旨とする。

②  $9.5 \mu\text{Sv/h}$ 超(平成24年6月時点)

合理的な範囲内で効果的な除染を実施し、路面上における供用時の空間線量率を、最も高い箇所においても、おおむね  $9.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下とすることを旨とする。

## 常磐富岡IC～浪江ICの除染対象区間の空間線量率の状況

※モニタリングは道路上の地上1m地点

※除染対象は  $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 超の区間(常磐富岡IC～浪江IC14.3kmのうち約12.9km)

※常磐富岡IC～浪江IC間全体の空間線量率の平均値:  $1.1 \mu\text{Sv/h}$

〈平成24年6月時点で  $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 超～  $9.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下の区間約8.8km〉

目 標: 使用時におおむね  $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下

測定値: 平均  $0.5 \sim 0.7 \mu\text{Sv/h}$ (平成27年1月27日)

〈平成24年6月時点で  $9.5 \mu\text{Sv/h}$ 超の区間約4.1km〉

目 標: 使用時におおむね  $9.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下

測定値: 平均  $1.8 \sim 2.1 \mu\text{Sv/h}$ (平成27年1月27日)

◆ 常磐富岡ICから浪江ICまでの14.3kmを時速70kmで1回通行する際に受ける外部被ばく線量は、自動車の場合  $0.20 \mu\text{Sv}$ 、自動二輪車の場合  $0.24 \mu\text{Sv}$ です。

問い合わせ

富岡町役場



0120-33-6466



## 福島県からのお知らせ

## 常磐自動車道の走行モニタリング調査結果

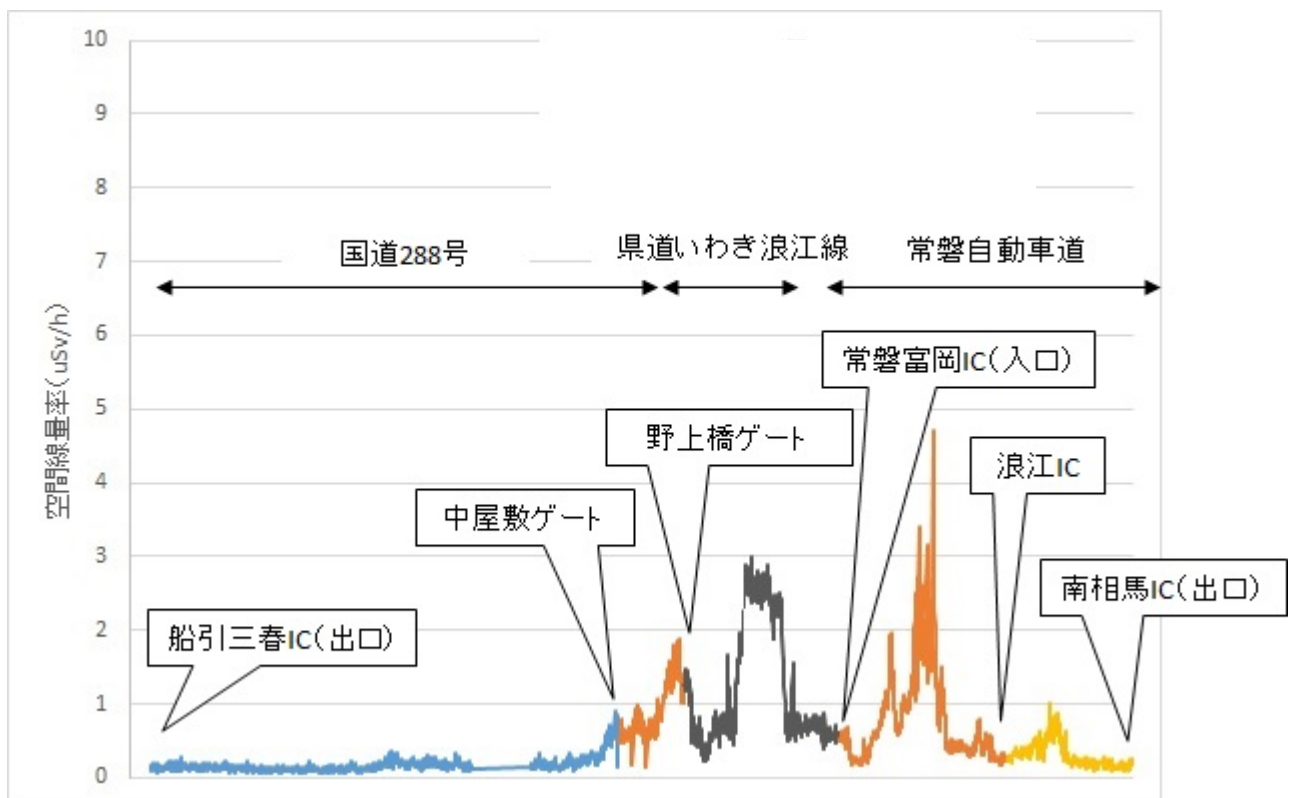
2月27日HP更新

3月1日、常磐自動車道の常磐富岡IC～浪江IC間が開通することにより常磐自動車道の全線が開通しました。また、2月28日には、常磐富岡ICへのアクセス道となる大熊町の国道288号と県道いわき浪江線の一部(帰還困難区域内のため、これまで通行を規制されていた区間)の自動車による自由通行が可能となりました。

福島県では今般の全線開通および通行規制の解除に先立ち、2月25日に当該区間の空間線量率を把握するため、GPS連動型空間線量率自動記録システムKURAMA-IIを用いて、東日本高速道路株式会社と協力し走行モニタリングを実施しましたので、その測定結果をお知らせします。

## 空間線量(車外の地上1mの空間線量率に補正)の推移

船引三春IC→(国道288号、県道いわき浪江線)→常磐富岡IC→(常磐自動車道)→浪江IC



## 積算線量について

車外の積算線量(線量推移グラフから算出)

国道288号(中屋敷ゲート)→県道いわき浪江線(野上橋ゲート)	常磐自動車道(常磐富岡IC→浪江IC)
0.16 $\mu$ Sv	0.36 $\mu$ Sv

問い合わせ

生活環境部 放射線監視室

TEL 024-521-8498





# 東日本大震災に係る全国健康保険協会の 平成27年3月1日以降の対応について

平成27年2月28日

協会けんぽおよび船員保険の加入者のうち、福島第一原発の事故に伴う警戒区域等の被災者にかかる、平成27年3月1日以降の医療機関における窓口での一部負担金(※1)の免除措置につきましては、次の区分に応じて取り扱うこととなりました。

なお、平成27年3月以降も医療機関における窓口での一部負担金の免除措置の継続となる方には、更新した免除証明書を平成27年2月末日までにお送りしています。お手元に届かない場合は、お手数ですが協会けんぽまでお問い合わせください。

対象区分	有効期限
旧緊急時避難準備区域または平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点の上位所得層(※2)に該当する方	平成27年2月28日 をもって免除終了(※3)
平成26年度中に、避難指示解除準備区域の指定が解除された区域の上位所得層(※2)に該当する方	平成27年9月30日 (※3)
現に帰還困難地区、住居制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点に指定されている区域の方	平成28年2月29日
旧緊急時避難準備区域または平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点の上位所得層(※2)に該当しない方	
平成26年度中に、避難指示解除準備区域の指定が解除された区域の上位所得層(※2)に該当しない方	

- (※1) 被保険者とその被扶養者が保険医療機関・保険薬局および指定訪問看護事業者で受けた療養に係る一部負担金をいいます。
- (※2) 上位所得層とは、事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額が、53万円以上の被保険者をいいます。
- (※3) 平成27年3月以降、上位所得層から一般所得層(標準報酬月額50万円以下)に所得区分の改定が行われた場合は、改めて免除申請をしていただくことで所得区分の改定された月から免除措置の対象となり、一部負担金が免除されます。

問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)新潟支部 業務グループ

TEL 025-242-0262

受付時間:午前8時30分~午後5時15分

(土日・祝日・年末年始を除く)

# 個人さまに対する家財の賠償(個別賠償) に係るご請求手続きの開始について

平成27年2月25日

当社は、避難指示区域<sup>※1</sup>内の家財に係る賠償につきまして、世帯人数・世帯構成に応じて設定した定型金額による賠償(以下、定型賠償)を実施しております(平成25年3月29日お知らせ済み)が、個別の家財に生じた損害を積み上げた合計金額が、定型賠償時にお支払いした金額を超える場合は、超過した金額を家財個別賠償(以下、個別賠償)として、あらためてご案内させていただくこととしておりました。

このたび、個別賠償のうち、ご案内済みの仏壇(平成26年3月26日お知らせ済み)以外のお取り扱いの準備が整いましたので、以下のとおりお知らせいたします。

## 1. ご請求いただける方

家財定型賠償を合意されたご請求者さまのうち、家財に生じた損害を個別に積み上げた合計金額が定型賠償金額を超える方とさせていただきます。

## 2. お支払いの対象となる資産

当社事故発生時点において避難指示区域内に個人さまが所有する家財のうち、持ち出すことができずに事故発生以降も住宅に残されている家財を対象とさせていただきます。なお、家財は定型賠償と同様に以下のとおり分類させていただきます。

- ・高額家財:一品あたりの購入金額が30万円(税込)以上の家財
- ・一般家財:一品あたりの購入金額が30万円(税込)未満の家財

## 3. お支払いの対象となる損害

持ち出すことができずに財物価値が喪失した家財の当社事故発生時点の時価相当額、または避難等による管理不能にともない財物価値が減少した家財の原状回復費用(実費)を対象とさせていただきます。なお、時価相当額につきましては、原則として、高額家財・一般家財の購入金額にそれぞれの時間経過に伴い低減した価値を控除した金額となります。

## 4. お支払いする賠償金額

高額家財、一般家財それぞれにつきまして、以下の算定式により算定いたします。

<避難指示区域内に居住されていた方の場合>

賠償金額 = (高額家財の時価相当額・原状回復費用 - 高額家財の定型賠償金額) + (一般家財の時価相当額・原状回復費用 - 一般家財の定型賠償金額) + 諸費用<sup>※2</sup>

<避難指示区域外に居住されていた方の場合>

賠償金額 = (高額家財の時価相当額・原状回復費用) + (一般家財の時価相当額・原状回復費用) - 定型賠償金額 + 諸費用<sup>※2</sup>

次ページへ続きます 

\*当社事故発生時点において避難指示区域外にお住まいだった方につきましても、対象となる家財を所有されている場合、修理・清掃費用相当額として、所有者お一人さまあたり10万円をお支払いしております。

#### 5. ご請求書類の発送および受付

定型賠償または仏壇賠償に合意された方宛に、本日よりダイレクトメールを発送いたしますので、内容をご確認いただき、ご請求書類の発送を希望される場合には、誠にお手数ですが、「福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご請求いただく際に当該家財の証憑類ならびに写真が必要となりますので、ご請求前にやむを得ず家財を撤去・処分される場合は、当該家財の証憑類ならびに写真撮影による写真の保管をお願いいたします。

**※1 避難指示区域:**平成24年3月16日に原子力損害賠償紛争審査会により策定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域

**※2 諸費用:**家財の賠償に関する諸費用として、ご請求者さまあたり定額1万円を1回に限りお支払いいたします。なお、1万円を超える場合には、合理的な範囲で実費をお支払いいたします。

問い合わせ

東京電力 福島原子力補償相談室  
財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル

 0120-926-596 (受付時間:午前9時~午後9時)

### 交流ルームひばり通信

# 3月食育推進食事会開催!!

新潟県食生活改善推進委員協議会のご厚意により、3月食事会を開催します。

(今年度最終です。来年度も継続予定です。)

作り方をお聞きしたり、次回のメニューのリクエストをしたり、バランスの良い、温かくおいしい食事を皆さんで囲ってみませんか。

今回のメニューは「おまかせ郷土料理」です。新潟県ならではの!いろいろな食材を使ったメニューにご期待ください。

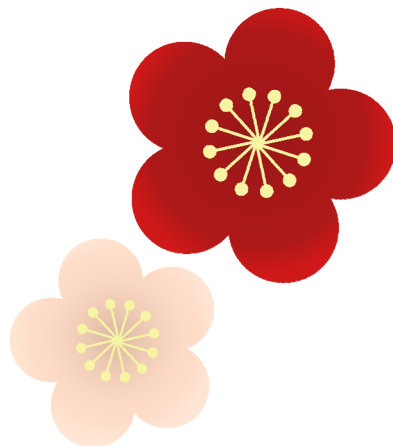
もちろん、作ってみたいと思われる方の参加も大歓迎です。

日時 **3月18日** **水** 正午から

場所 三条市総合福祉センター 3階 調理室  
交流ルーム「ひばり」集合後、移動します。

参加費 250円(当日徴収)

**申込締切 3月13日(金)正午**  
**交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650**



# 道 東日本大震災四周年追悼式典

— 今までの感謝とそれぞれの道を歩む決意を込めて —

東日本大震災から4周年を迎え、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の一日も早い復興を願い、追悼式を開催します。

また、追悼式終了後には、温かく支えてくださった方々への感謝とそれぞれの道を歩みつづける決意を込めて、交流事業を開催します。

- とき **3月7日 土** 午前9時～10時15分（予定）
- ところ **三条市総合福祉センター** 1階ロビー
- 主催 **さんじょう∞ふくしま「結」の会**
- 参加予定者 避難者(市内外)、三条市民ほか

## 午前9時 追悼式典

- ① 黙とう
- ② 追悼のことは
  - ・避難者代表
  - ・三条市長
- ③ 献花



(昨年の追悼式典の様子)

## 午前9時35分(予定) 交流事業

- 三小相承会による追悼演奏



**3月11日 水**

## 交流ルームひばり

- ・正午～午後3時 献花
- ・午後2時46分 黙とう

※当日は、保内小学校5年生から、お米と歌のプレゼントがあります。詳しくは、次ページをご覧ください。



# 保内小学校5年生から被災者の皆さんへお米と歌のプレゼント ～笑顔と元気を届けよう～

三条市立保内小学校の5年生が丹精込めて育てたお米を、被災者の皆さんに食べてほしいと、プレゼントしていただくことになりました。

また、亡くなられた方々への鎮魂の想いを込めた合唱も披露していただきます。  
曲は「涙そうそう」（作詞：森山良子／作曲：BIGIN）です。

震災から4年を迎える被災者の皆さんに、少しでも笑顔と元気を届けたいとのことです。

当日は、献花と黙とうを被災者の皆さんとともにを行う予定です。

「ひばり」で、保内小学校の子どもたちから元気をもらいませんか。



とき **3月11日** **水** 午後2時15分～3時（予定）

ところ 交流ルームひばり

※ひばりでは、正午から午後3時まで献花できます。  
午後2時46分には黙とうを行います。

**多くの方の参加をお待ちしています。**

## お米のお届けについて


お届け日 **3月12日（木）**

「浜通り×さんじょうライフ」と一緒にお届けします。

※直接お渡ししたいので、できるだけお家にいてくださるようお願いいたします。



お留守の場合は「引換券」を置いていきますので、受け取りにお越してください。

 **受取場所** 交流ルームひばり

 **受取期限** **3月23日（月）** ※忘れずに受け取りにお越してください。

**引換券を  
お忘れなく**

## 3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 家に閉じこもりがちな季節、気軽に参加ください。				5日	6日	7日
				ひばり休み 浜通り配布		東日本大震災 四周年 追悼式典
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
ラジオ福島 中継 in ひばり		ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布 お米配布	食事会 締切	
	午後 ひばり休み		ひばり 献花・黙とう			
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み	ひばり 茶話会	ひばり休み 浜通り配布		
			食事会			

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail [hibari\\_sanjo\\_nyh@yahoo.co.jp](mailto:hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp)

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

### 被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

### 三条市に避難している 世帯数と人数(2015.3.4 現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	35	81
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	1	2
浪江町	8	20
双葉町	4	8
大熊町	1	1
富岡町	2	2
川内村	1	3
いわき市	1	4
郡山市	5	12
合計	63	141

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511